

○有害性情報の報告に関する省令（平成十六年厚生労働省・経済産業省・環境省令第二号）

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（報告を要する知見の範囲）</p> <p>第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）各号に規定する性状を有することを示す知見として厚生労働省令、経済産業省令及び環境省令で定めるものは、次の各号に掲げる性状につき、当該各号に掲げる知見とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 生物の体内に蓄積されやすいものであること イ又はロに該当するもの</p> <p>イ 魚介類の体内における化学物質の濃縮度試験において、<u>生物濃縮係数が一〇〇〇以上又は経口生物濃縮係数が〇・〇〇七以上であるもの</u></p> <p>ロ 一オクタノールと水との間の分配係数測定試験において、分配係数の対数が三・五以上であるもの</p> <p>三〇五 「略」</p>	<p>（報告を要する知見の範囲）</p> <p>第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）各号に規定する性状を有することを示す知見として厚生労働省令、経済産業省令及び環境省令で定めるものは、次の各号に掲げる性状につき、当該各号に掲げる知見とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 生物の体内に蓄積されやすいものであること イ又はロに該当するもの</p> <p>イ 魚介類の体内における化学物質の濃縮度試験において、<u>生物濃縮係数が一〇〇〇以上であるもの</u></p> <p>ロ 一オクタノールと水との間の分配係数測定試験において、分配係数の対数が三・五以上であるもの</p> <p>三〇五 「略」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	